

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎江の口川水門操作規則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎浦戸湾水門等操作規則の一部を改正する規則	12
訓 令	
◎江の口川水門操作規程の一部を改正する訓令	13
◎浦戸湾水門等操作規程の一部を改正する訓令	14
告 示	
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	15
○道路の区域変更(10件) (道 路 課)	15
○道路の供用開始(6件) (")	17
◎高知県立室戸体育館の指定管理者の指定 (公園下水道課)	18
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正 (港 湾 課)	18
◎告示(港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部改正(2件) (")	19
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計企画課)	26
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	<3・7掲示> 26
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	26
高知県収用委員会公告	
○公示による送達(2件)	27
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課)	27

規 則

江の口川水門操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号

江の口川水門操作規則の一部を改正する規則

江の口川水門操作規則(昭和49年高知県規則第18号)の一部を次のように改正する。

題名中「江の口川水門」を「江ノ口川水門」に改める。

目次中「水位」を「水位等」に、「洪水警戒体制等」を「警戒体制」に、「水門等操作」を「水門等の操作」に、「ゲート」を「水門」に改める。

第1条中「江の口川水門」を「江ノ口川水門」に、「操作について」を「操作に関し」に改める。

第2条の見出し中「操作」を「水門等の操作」に改め、同条中「江の口川への高潮」を「江ノ口川への高潮及び津波」に改める。

第2章の章名中「水位」を「水位等」に改める。

第3条中「江の口川水門外水位」を「江ノ口川水門の外水位」に、「0.9メートル以上である」を「D L プラス2.0メートルを超える」に改める。

第5条を削る。

第4条中「江の口川円満橋」を「江ノ口川円満橋」に、「当該流水」を「当該流量」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(津波)

第4条 津波は、江ノ口川水門の直近における波の振幅が0.5メートルを超える場合における当該現象とする。

第6条の見出し中「水位」を「水位等」に改め、同条中「及び内水位」を「、江ノ口川水門の内水位(第10条第1項第4号を除き、以下「内水位」という。)及び江ノ口川水門の直近における波の振幅」に、「量水標」を「量水標等」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 警戒体制

第7条の見出しを「(警戒体制)」に改め、同条中「場合においては」を「場合は」に、「及び高潮警戒体制(以下「洪水警戒体制等」を「、高潮警戒体制又は津波警戒体制(以下「警戒体制」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 高知地方気象台(以下「気象台」という。)から大雨、洪水、高潮又は津波の各警報が発令されたとき。

(2) 気象台から大雨、洪水、高潮又は津波の各注意報が発令された後、気象及び水象の状況等により所長が必要であると判断するとき。

第7条第3号中「その他洪水又は高潮」を「前2号に掲げる場合のほか、洪水、高潮又は津波」に改める。

第8条の見出し中「洪水警戒体制等」を「警戒体制」に改め、同条中「洪水警戒体制等」を「警戒体制」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「別表第1に掲げる関係機関」を

「高知県土木部河川課及び海岸課、気象台並びに高知市」に、「情報」を「、情報」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所長は、前条の規定により警戒体制をとった場合において津波の到来が予想されるときは、水門を閉鎖し、気象台から発令された津波警報又は津波注意報が解除されるまで水門を閉鎖しておくことにより江ノ口川への津波の逆流防止を図らなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

第9条の見出し中「及び高潮」を「、高潮及び津波」に改め、同条中「に規定する洪水警戒体制等」を「の規定により警戒体制」に、「洪水期間にあっては江の口川」を「江ノ口川」に、「、非洪水期間にあっては外水位が0.9メートル以上の水位と」を「又は外水位がD L プラス2.0メートル以上に」に、「場合においては」を「場合は」に改める。

第10条の見出し中「及び高潮」を「、高潮及び津波」に改め、同条中「次の各号に」を「第7条の規定により警戒体制をとった後、水門等进行操作する場合は、次に」に改め、同条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 外水位が内水位より高くなるおそれがある場合は、水門を閉鎖し、排水機の運転を併用して内水位の低下を図ること。

(2) 水門を閉鎖した後における内水位は、D L プラス2.5メートル(以下この号において「最高内水位」という。)以下とし、内水位が最高内水位より高くなるおそれのある場合は、排水機の運転により、内水位が常に最高内水位以下となるよう措置すること。

(3) 内水位が外水位より高くなった場合で、その水位差が0.1メートル以上0.5メートル未満となったときは、水門を開放して内水位の低下を図ること。

(4) 堀川水門(中の島)の閉鎖後、新堀川の内水位と江ノ口川の内水位とが同一になるまでの間は、新堀川水門を閉鎖し、新堀川の内水位と江ノ口川の内水位とが同一になったときに、新堀川水門を開放して江ノ口川水門の内水位の低下を図ること。

第10条に次の1項を加える。

2 所長は、設定震度以上の地震が発生した場合は、自動降下により閉鎖された水門を確認し、閉鎖されていないときにおいては直ちに水門を閉鎖するとともに、気象台から発令された津波警報又は津波注意報が解除されるまでの間は、水門を閉鎖しておかななければならない。ただし、災害等の発生により水門を確認し、又は水門を閉鎖することが困難と認める場合は、この限りでない。

第11条(見出しを含む。)中「洪水警戒体制等」を「警戒体制」に改める。

第4章の章名中「水門等操作」を「水門等の操作」に改める。

第12条の見出し中「水門等操作」を「水門等の操作」に改め、同条中「操作により下流」を「当該操作により水門の上流及び下流（次条において「上下流」という。）」に、「生じないように」を「生じさせないように」に改める。

第13条の見出しを「（水門等の操作に係る通知等）」に改め、同条中「水門によって貯留された流水を排水することによって」を「水門等の操作により上下流に」に、「別表第1に掲げる関係機関に対し」を「高知県土木部河川課及び海岸課に」に改める。

第5章の章名中「ゲート」を「水門」に改める。

第14条の見出しを「（水門の開放）」に改め、同条中「ゲートは、次の各号に」を「水門は、次に」に、「全開しておく」を「開放しておく」に改め、同条第1号中「及び第10条各号のいずれかに該当する場合において」を「又は第10条第1項の規定により」に改め、同条第2号中「次条の規定によりゲート」を「第8条第1項第2号又は次条の規定による水門」に、「整備を行う」を「整備の」に改め、同条第3号中「操作」を「水門等の操作」に改める。

第15条の見出し中「整備」を「整備等」に改め、同条中「を操作するため」を「の操作に」に、「観測等のため」を「観測等に」に、「点検」を「点検」に、「行い、特にゲート、予備電源設備及び補助エンジン設備については、適時試運転」を「行うとともに、適時試運転等」に改める。

第16条の見出し中「測定」を「測定等」に改め、同条中「別表第2に掲げる事項に関し同表の項目について」を「天候、降水量、内水位、外水位、震度、津波高、ゲートの開度等について、必要に応じて」に、「行わなければ」を「行うとともに、必要な情報を収集しなければ」に改める。

第7章の章名中「水門等操作」を「水門等の操作」に改める。

第17条の見出し中「水門等操作」を「水門等の操作」に改め、同条中「認めた場合」を「認めたとき」に、「第10条各号に規定する方法」を「第10条の規定による水門等の操作」に改める。

第18条第1項中「第10条各号」を「第10条」に、「場合は、次の各号に」を「ときは、次に」に改め、同項第2号中「内外水位の変動」を「内水位及び外水位の変動、操作前後の津波の状況」に、「操作したゲート」を「操作を行った当該水門」に改め、同項第4号中「掲げるもの」を「掲げる事項」に、「記載を必要とする」を「記録しておく必要があると認められる」に改め、同条第2項中「前項に規定する場合のほか、第15条及び第17条に該当する場合において、ゲートを操作した」を「第14条各号又は前条の規定により水門等の操作を行った」に、「その状況を前項に準じて」を「前項の規定に準じて、その状況を」に改める。

第19条中「調査し、又は測定した」を「調査若しくは測定を行い、又は情報を収集した」に改める。

第20条の見出しを「（報告義務）」に改め、同条中「次の各号

に」を「次に」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第18条の規定により水門等の操作を行ったときに記録した事項

第20条第2号中「もののほか必要な」を「事項のほか、報告の必要があると認められる」に改める。

第21条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「について」を「に関し」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

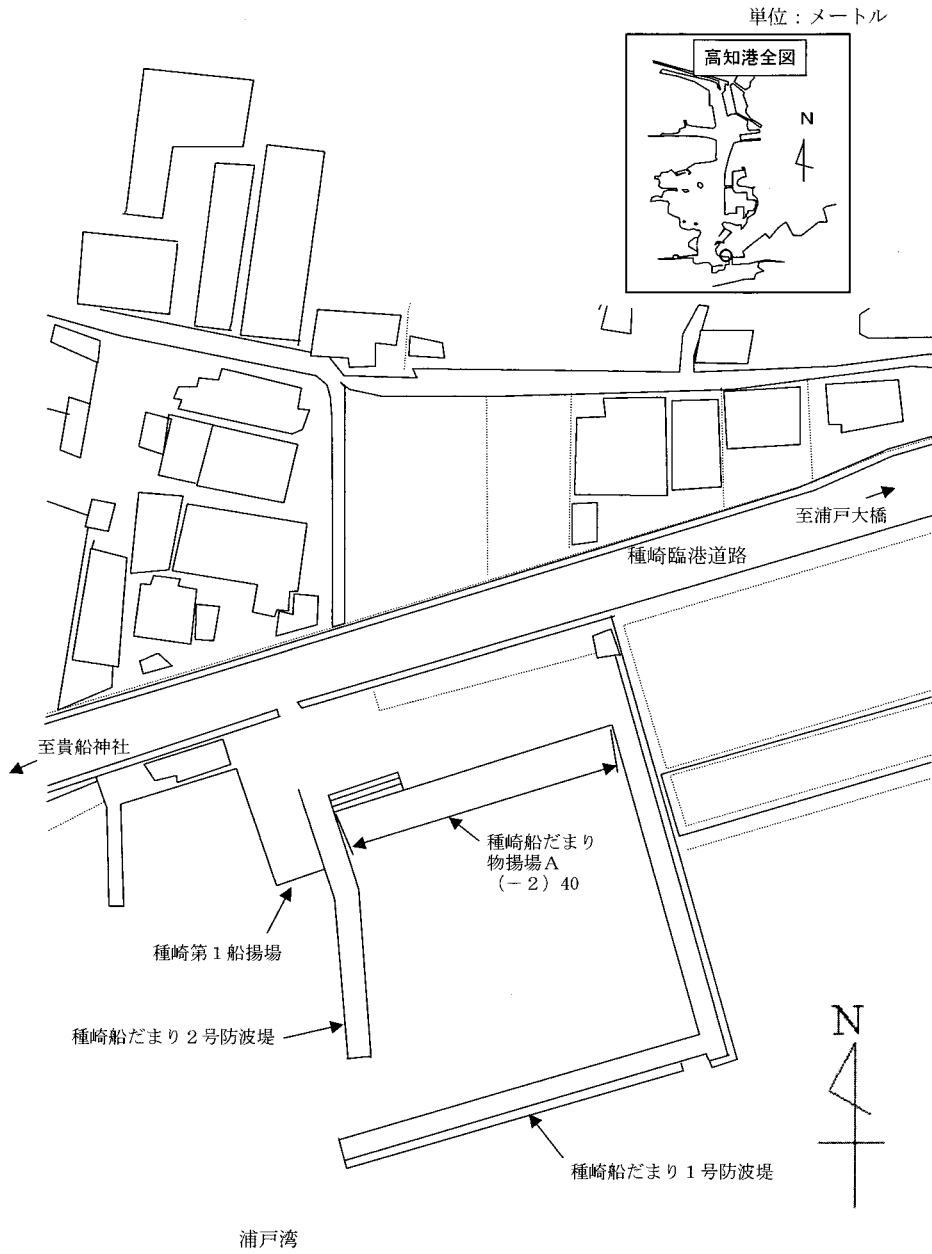
**高知県規則第16号**

**高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

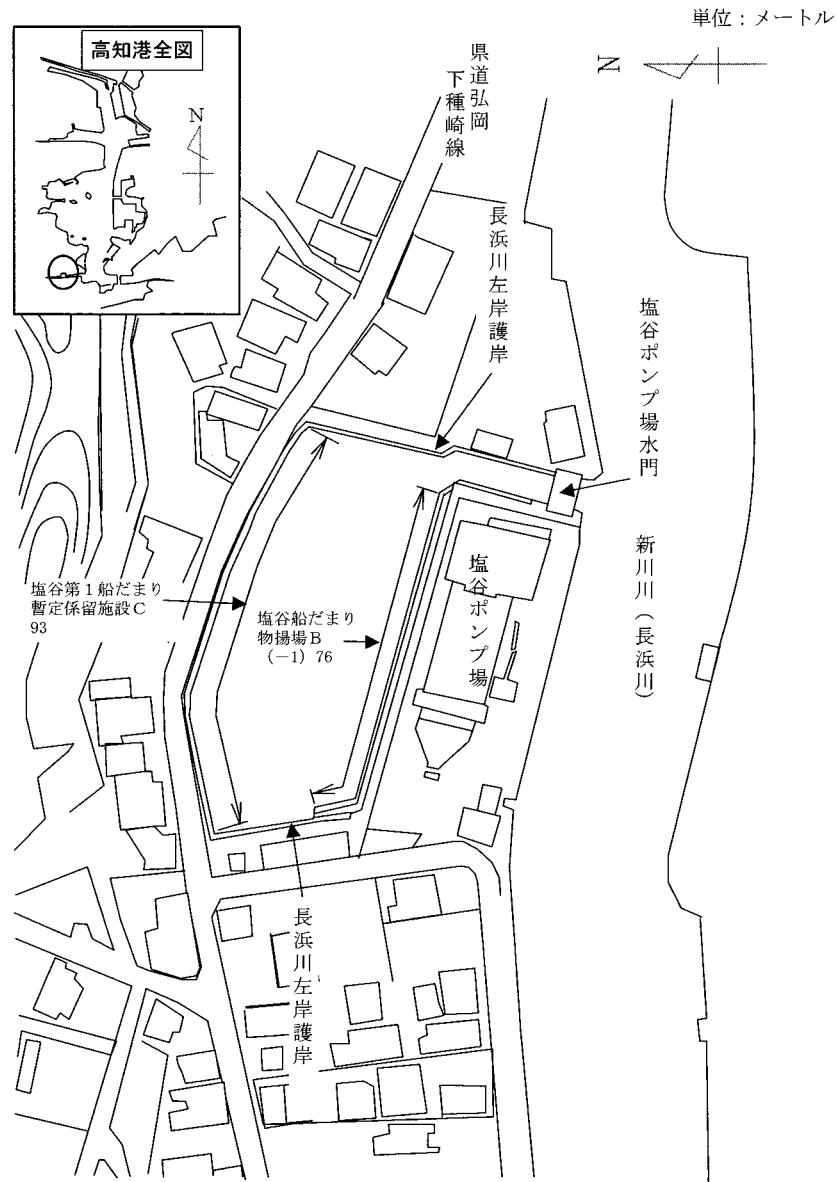
別表第2の別図1の14の次に次の1図を加える。

別図1の15 高知港貴船地区物揚場等の区域図



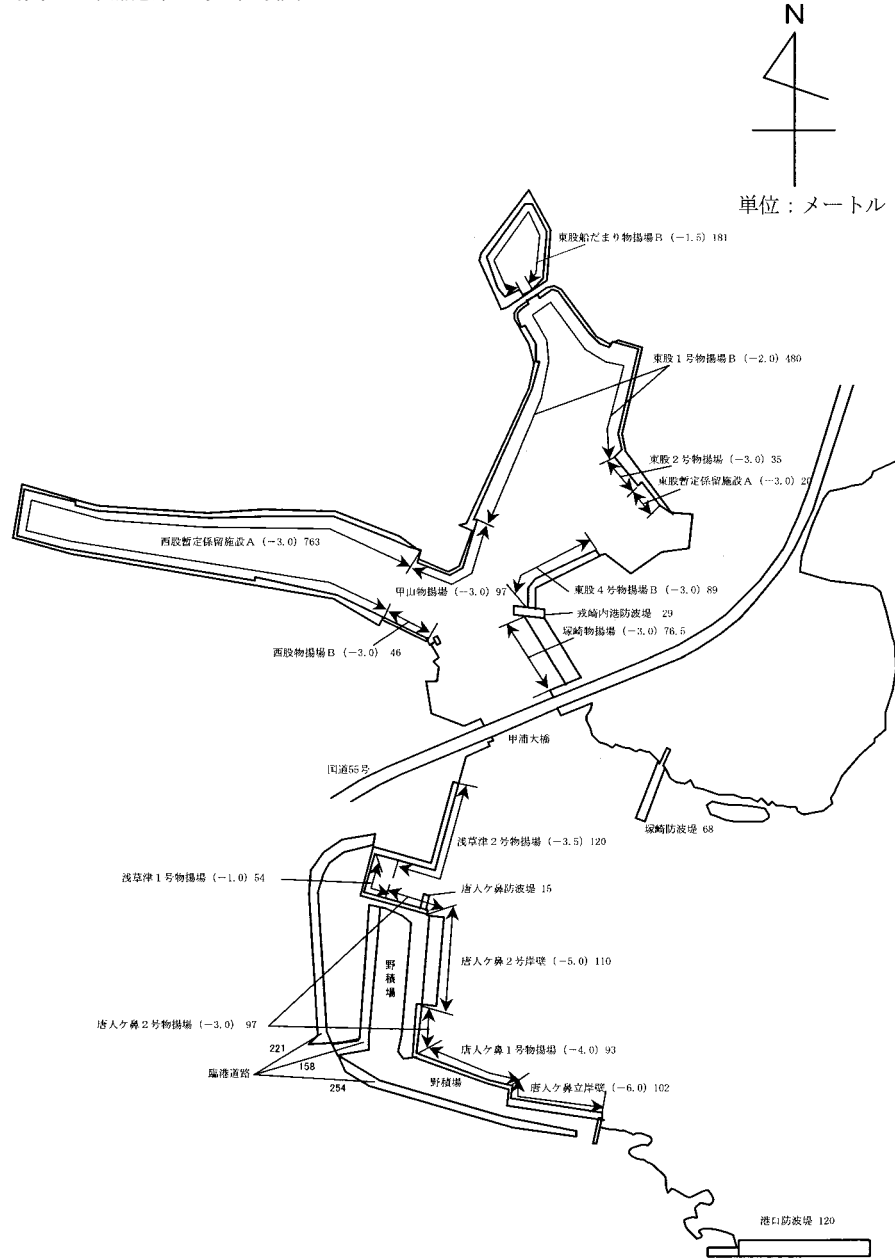
別表第2の別図2を次のように改める。

別図2 高知港塩谷地区物揚場等の区域図



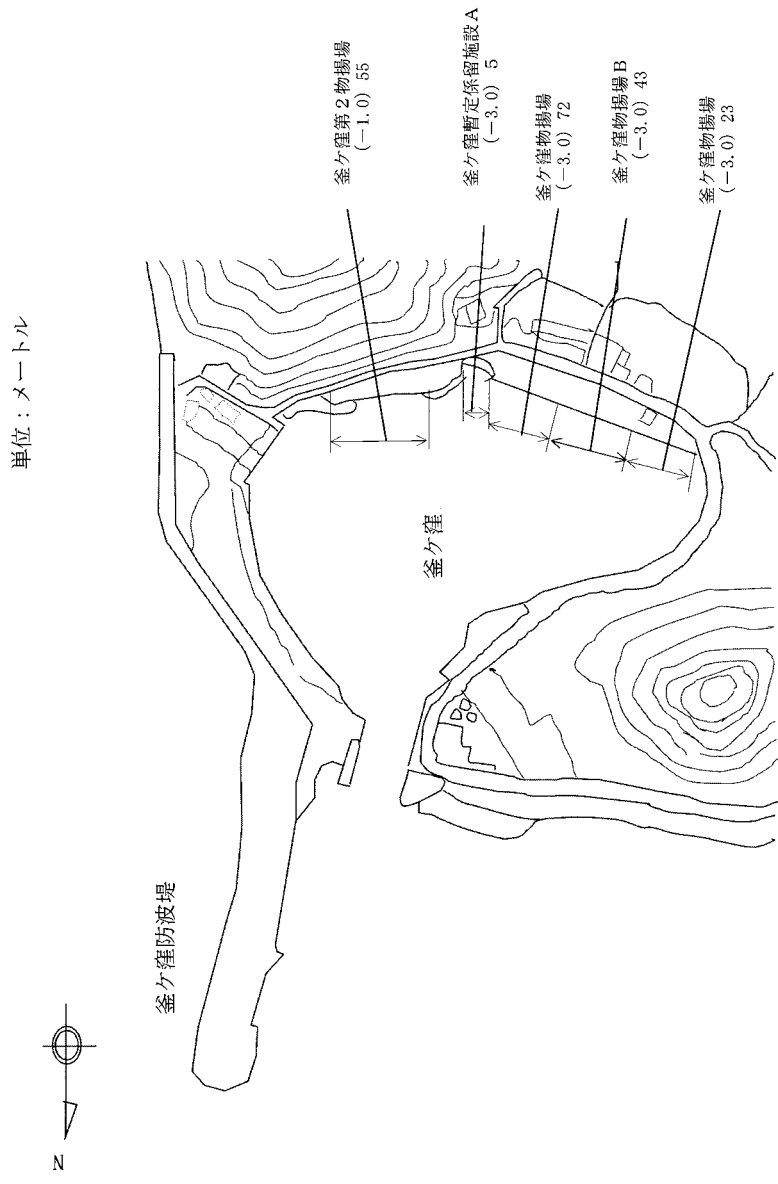
別表第2の別図4を次のように改める。

別図4 甲浦港岸壁等の区域図



別表第2の別図10を次のように改める。

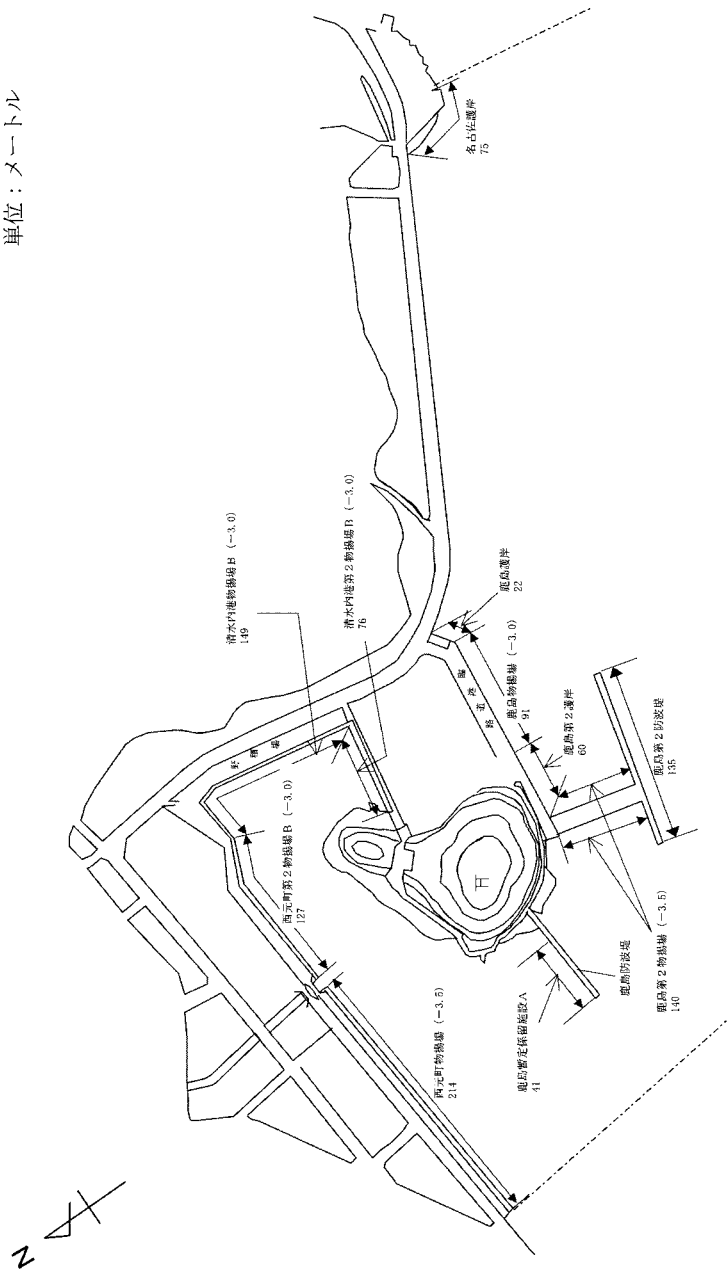
別図10 上ノ加江港物揚場の区域図



別表第2の別図16及び別図16の2を次のように改める。

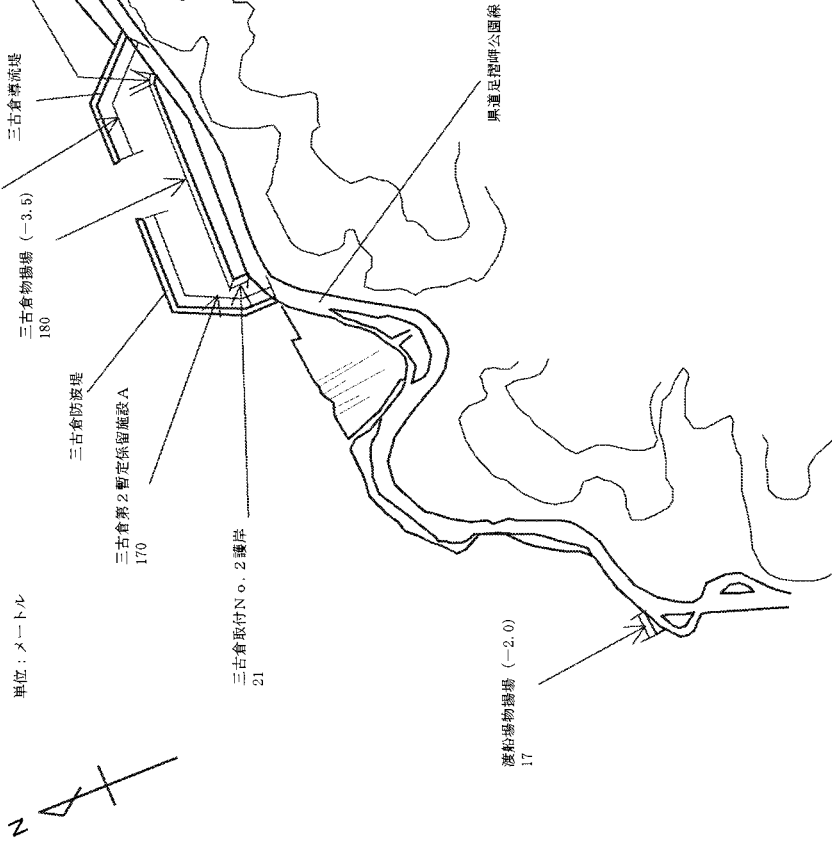
別図16 清水港鹿島地区物揚場等の区域図

単位：メートル



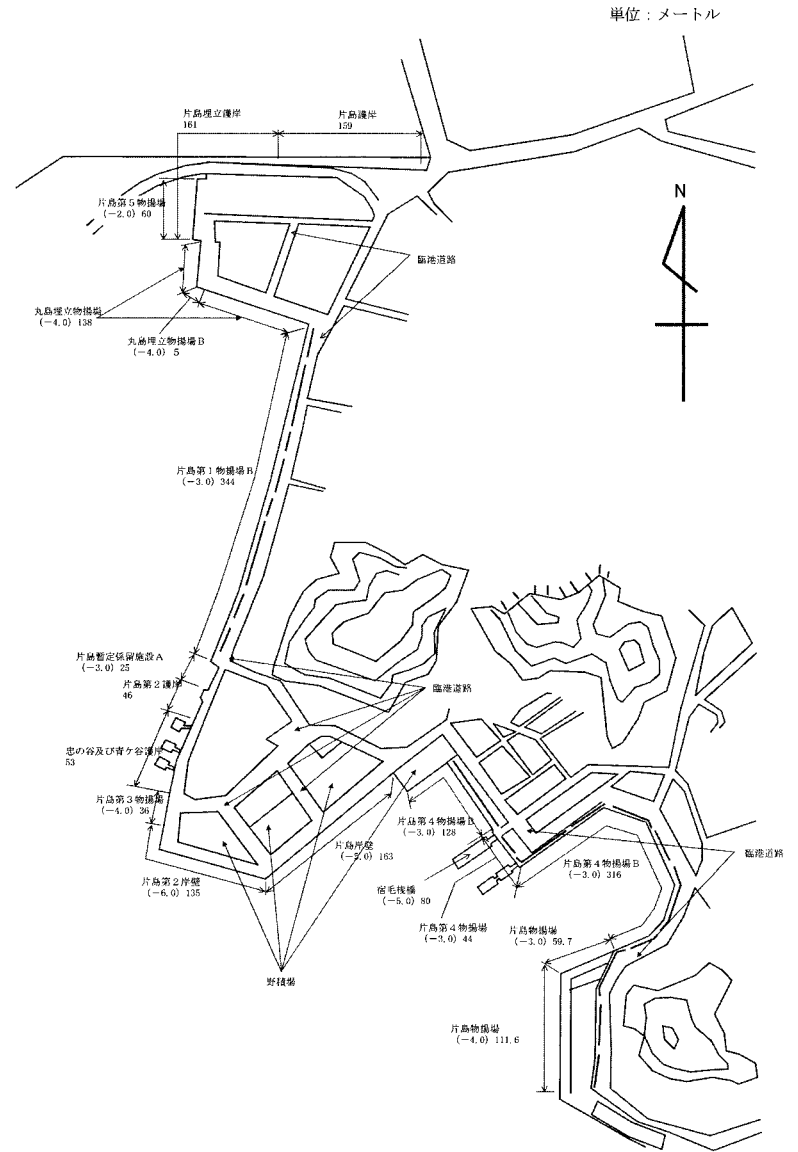
別図16の2 清水港三古倉地区物揚場等の区域図

単位：メートル



別表第2の別図18を次のように改める。

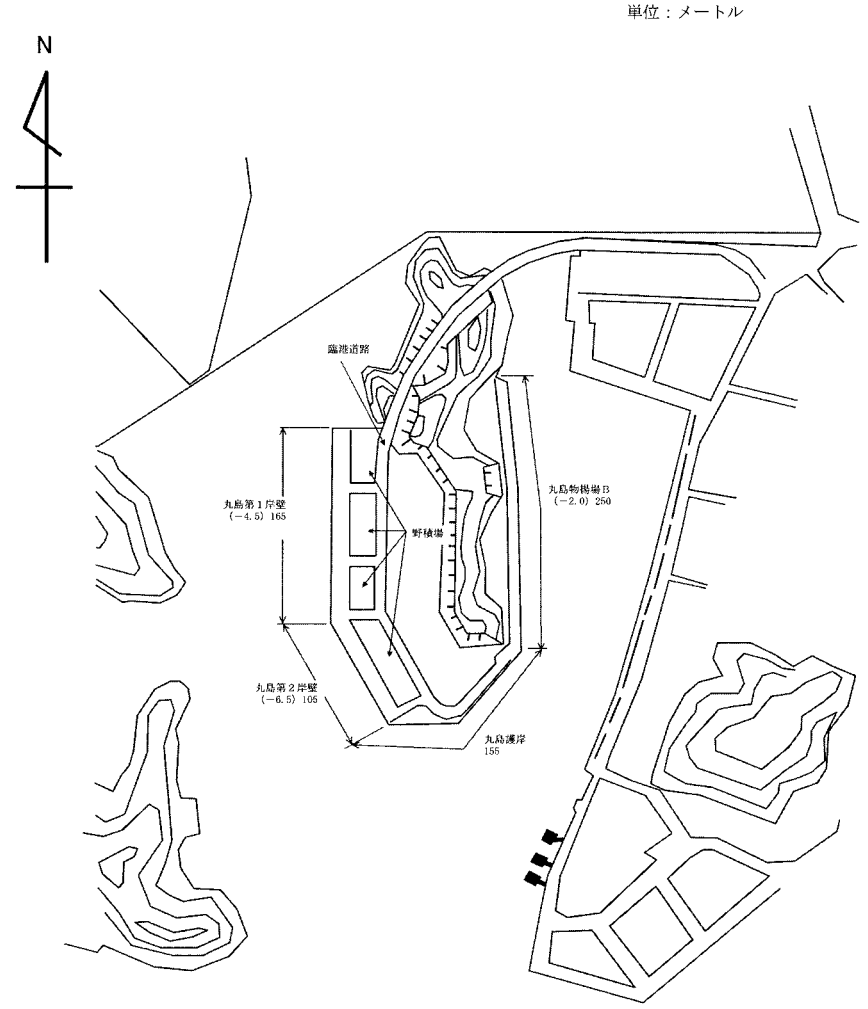
別図18 宿毛湾港物揚場等の区域図(片島地区)





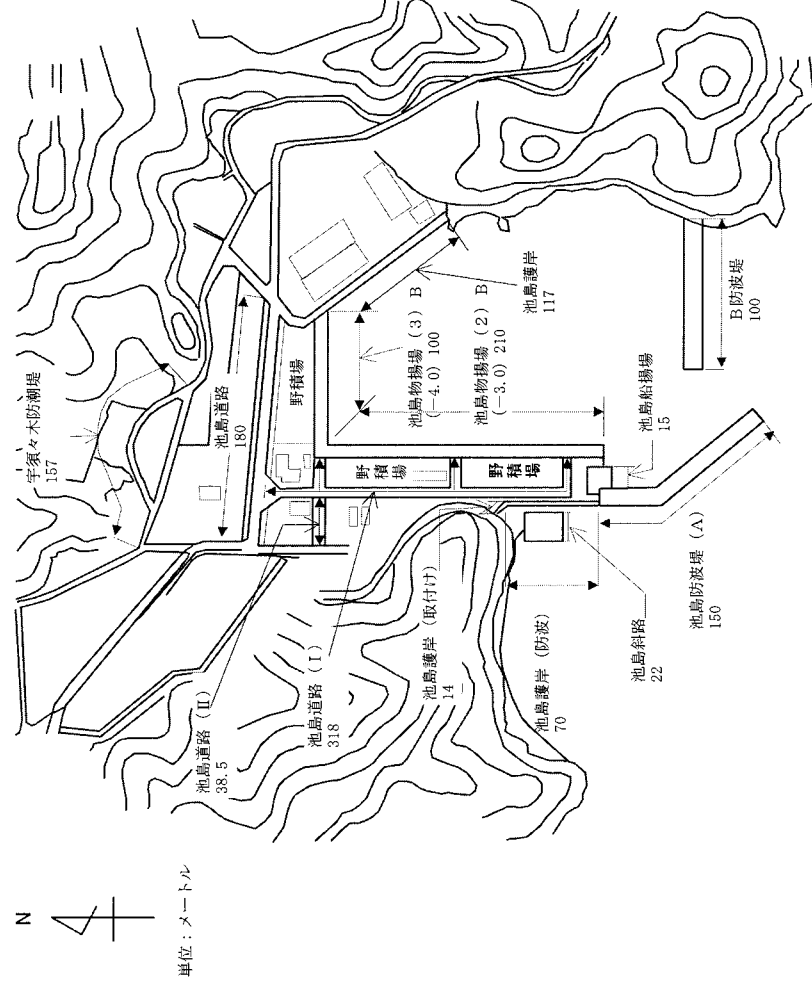
別表第2の別図18の3を次のように改める。

別図18の3 宿毛湾港物揚場等の区域図(丸島地区)

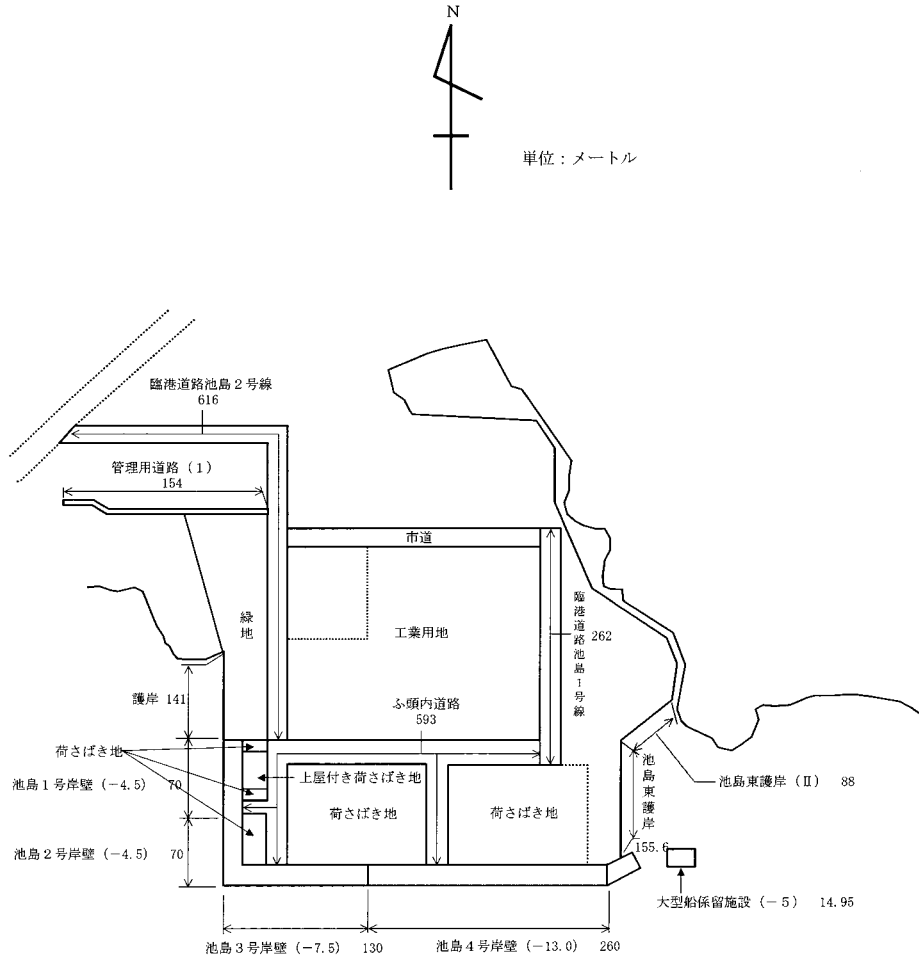


別表第2の別図18の5及び別図18の6を次のように改める。

別図18の5 宿毛湾港物揚場等の区域図(新港(ヌカヅカ)地区)

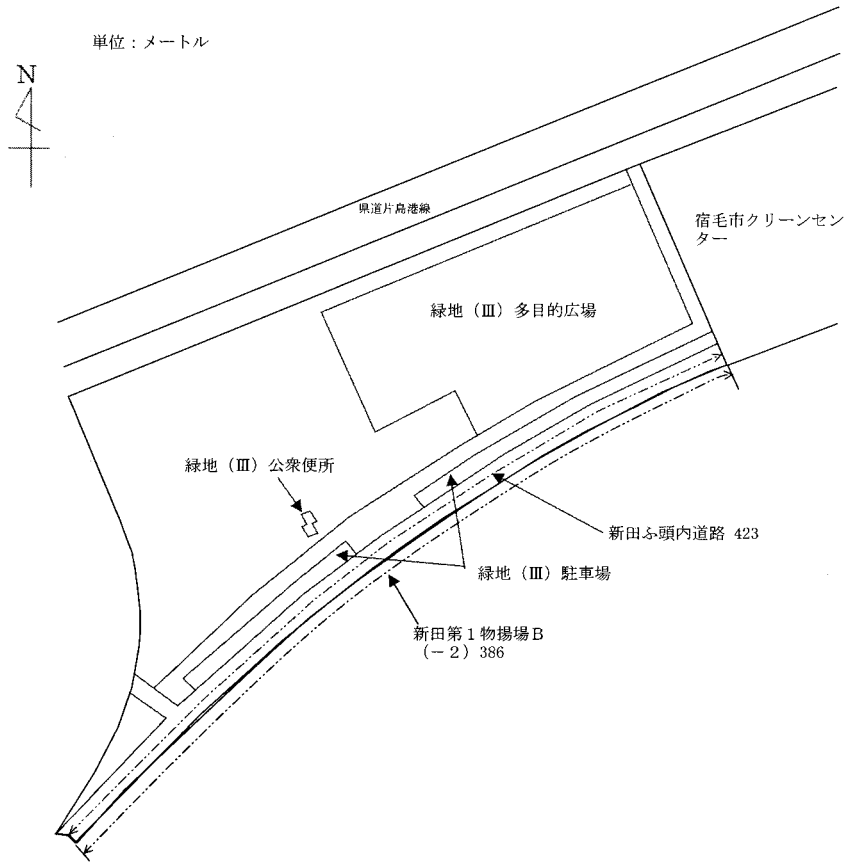


別図18の6 宿毛湾岸壁等の区域図(新港(池島)地区)



別表第2の別図19の2を次のように改める。

別図19の2 宿毛湾港新田地区物揚場等の区域図



**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~  
 浦戸湾水門等操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号

浦戸湾水門等操作規則の一部を改正する規則

浦戸湾水門等操作規則（昭和49年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「十津第1水門」を「十津水門」に、「操作について」を「操作に関し」に改める。

第2条の見出し中「操作」を「水門等の操作」に改め、同条中「浸水」を「浸水氾濫」に改める。

第3条中「十津第1水門」を「十津水門の十津1号水門」に、「DLプラス2.00メートル」を「DLプラス2.0メートル」に、「場合の」を「場合における」に改める。

第4条中「十津第1水門」を「十津水門」に、「0.50メートル」を「0.5メートル」に、「場合の」を「場合における」に改める。

第5条中「又は十津第1水門」を「及び十津水門の十津1号水門」に、「及び津波」を「並びに堀川水門、竹島川水門、横浜水門及び十津水門の直近における波」に、「水門等」を「水門本体」に、「水位計」を「水位計等」に改める。

第6条の見出しを「（警戒体制）」に改め、同条中「において」を削り、「及び」を「又は」に、「高潮警戒体制等」を「警戒体制」に改め、同条第1号中「に関する警報が発せられた」を「各警報が発令された」に改め、同条第2号中「に関する注意報が発せられた」を「各注意報が発令された」に、「の状況等により高潮又は津波が予想される」を「及び水象の状況により所長が必要であると判断する」に改め、同条第3号中「その他高潮又は津波」を「前2号に掲げる場合のほか、高潮、津波等」に改める。

第7条の見出し中「高潮警戒体制等」を「警戒体制」に改め、同条中「高潮警戒体制等」を「前条の規定により警戒体制」に改め、同条第1号中「、防災砂防課」を削り、「その他の関係機関」を「並びに高知市」に、「及び気象」を「並びに気象及び水象」に、「情報」を「情報」に改め、同条第3号を削る。

第8条の見出しを「（警戒体制を執った後等の水門の操作）」に改め、同条中「高潮警戒体制等」を「第6条の規定により警戒体制」に、「高潮又は津波のおそれのある場合において」を「水門上流への逆流が予想される場合」に、「ゲート」を「水門」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所長は、設定震度以上の地震が発生した場合は、自動降下により閉鎖された水門を確認し、閉鎖されていないときにあっては直ちに当該水門を閉鎖するとともに、気象台から発令された津波警報又は津波注意報が解除されるまでの間は、当該水門を閉鎖しておかなければならない。ただし、災害等の発生により水門を確認し、又は水門を閉鎖することが困難と認める場合は、この限りでない。

第9条の見出し中「ゲート」を「水門」に改め、同条中「ゲートを閉鎖した場合は、次の各号に掲げる措置を執らなければ」を「水門の操作を行ったときは、次に掲げるところにより内水位の低下を図らなければ」に改め、同条ただし書中「気象」を「気象、水象」に、「認められる場合は、これによらないことができる」を「認める場合は、この限りでない」に改め、同条第1号中「ゲート」を「水門」に、「DLプラス2.35メートル」を「DLプラス2.3メートル」に、「及び」を「にあってはDLプラス2.0メートル、」に、「DLプラス2.50メートル、十津第1水門」を「DLプラス2.5メートル、十津水門の十津1号水門」に、「DLプラス2.00メートル（以下）」を「DLプラス1.7メートル（以下この号において）」に、「場合にあっては」を「場合は」に改め、同条第2号中「0.10メートル以上0.50メートル未満」を「0.1メートル以上0.5メートル未満」に、「ゲート」を「水門」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「高潮警戒体制等」を「警戒体制」に改める。

第11条の見出し中「水門等操作」を「水門等の操作」に改め、同条中「操作に」を「当該操作に」に、「以下」を「次条において」に改める。

第12条の見出しを「（水門等の操作に係る通知等）」に改め、同条中「ときは、関係機関に対して」を「場合は、高知県土木部河川課及び海岸課に」に改める。

第13条の見出しを「（水門の開放）」に改め、同条中「ゲートは、次の各号に」を「水門は、次に」に、「全開にしておく」を「開放しておく」に改め、同条第1号中「ゲート」を「水門」に改め、同条第2号中「次条の規定によりゲート」を「第7条第2号又は次条の規定による水門」に改め、同条第3号中「操作」を「水門等の操作」に改める。

第14条の見出しを「（巡回、点検及び整備等）」に改め、同条中「を操作するため」を「の操作に」に、「観測等のため」を「観測等に」に、「点検」を「巡回、点検」に、「行い、特にゲート及び自家発電設備については」を「行うとともに」に、「試運転を行う等の措置を講じ、高潮警戒体制等に入った場合に支障のないよう努めなければ」を「試運転等を行わなければ」に改める。

第15条の見出し中「測定」を「測定等」に改め、同条中「気象」を「天候、降水量」に、「津波」を「震度、津波高」に、

「常に」を「必要に応じて」に改める。

第16条の見出し中「水門等操作」を「水門等の操作」に改め、同条中「方法以外」を「水門等の操作以外」に改める。

第17条第1項中「場合は、次の各号に」を「ときは、次に」に改め、同項第1号中「気象」を「気象及び水象」に改め、同項第2号中「操作した」を「操作を行った当該水門の名称及び」に改め、同項第4号中「掲げるもの」を「掲げる事項」に、「記載を必要とする」を「記録しておく必要があると認められる」に改め、同条第2項中「前項に規定する場合のほか」を削り、「及び前条に該当する場合においてゲートを操作した」を「又は前条の規定により水門等の操作を行った」に、「その状況を前項に準じて」を「前項の規定に準じて、その状況を」に改める。

第18条中「調査し、測定し」を「調査若しくは測量を行い」に改める。

第19条の見出しを「（報告義務）」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第17条の規定により水門等の操作を行ったときに記録した事項

第19条第2号中「もののほか必要な」を「事項のほか、報告の必要があると認められる」に改める。

第20条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第2号

土 木 部
高 知 土 木 事 務 所
高知土木事務所高知港事務所

江の口川水門操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

江の口川水門操作規程の一部を改正する訓令

江の口川水門操作規程（昭和49年4月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「江の口川水門」を「江ノ口川水門」に改める。

第1条中「江の口川水門操作規則」を「江ノ口川水門操作規則」に、「江の口川水門（）」を「江ノ口川水門（）」に改める。

第2条の見出しを「（警戒体制）」に改め、同条第1項中「規則第7条第2号及び第3号に規定する場合」を「高知土木事務所高知港事務所長（以下「所長」という。）」に、「とする」を「は、規則第7条第2号又は第3号の規定により警戒体制（同条に規定する警戒体制をいう。以下同じ。）をとらなければならな

い」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 江ノ口川水門の外水位（以下「外水位」という。）がDLプラス1.8メートル以上であって、気象、水象、潮の干満等の状況により、なお相当の潮位の上昇が予想されるとき。

(2) 江ノ口川水門の直近における波の振幅が0.5メートルを超える状況であって、地震の程度又は気象、水象、潮の干満等の状況により、なおこれ以上の振幅のある波の再来が予想されるとき。

第2条第1項に次の3号を加える。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、異常潮位が予想されるとき。

(5) 外水位がDLプラス1.8メートル以上であって、高知地方気象台において観測された連続雨量が100ミリメートル又は1時間雨量が30ミリメートルに達した後、引き続き相当の降雨が予想されるとき。

(6) 外水位がDLプラス1.8メートル以上であって、江ノ口川円満橋地点の流量が毎秒約20立方メートルに達した後、引き続き相当の増量が予想されるとき。

第2条第2項を削る。

第3条の見出し中「洪水警戒体制等」を「警戒体制」に改め、同条第1項を次のように改める。

所長は、次に掲げる場合に該当するときは、規則第11条の規定により警戒体制を解除しなければならない。

(1) 外水位がDLプラス2.0メートル以下に減少し、気象、水象、潮の干満等の状況から警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるとき。

(2) 江ノ口水門の直近における波の振幅が0.5メートル以下に減少し、地震の程度又は気象、水象、潮の干満等の状況から警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるとき。

(3) 台風の中心が東経125度から140度までの間において北緯35度に達し、高潮のおそれがなくなったと認めるとき。

(4) 江ノ口川円満橋地点の流量が毎秒20立方メートル未満に減少し、気象及び水象の状況から警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるとき。

第3条第2項中「洪水警戒体制等」を「規則第11条の規定により警戒体制」に、「規則第8条第1号に掲げる関係機関」を「土木部河川課及び海岸課、高知地方気象台並びに高知市（第5条第2項において「関係機関」という。）」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出しを「（水門等の操作に係る通知等）」に改め、同条中「関係機関に通知しなければ」を「規則第13条の規定による水門等の操作に係る通知等をしなければ」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 水門等の操作により著しい水位の変動を生じ、水門の上流及び下流（第9条第1項第4号において「上下流」とい

う。)に危害が生ずると予想されるとき。
第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 所長は、規則第10条第2項ただし書の規定により水門を閉鎖することが困難と認める場合は、直ちに関係機関に通知しなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。
(水門の操作の原則)

第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水門を開放してはならない。
(1) 外水位が江ノ口川水門の内水位(以下この条において「内水位」という。)より高いとき。
(2) 内水位が外水位より高くなった場合で、その水位差が0.5メートル以上であるとき。

2 所長は、規則第10条の規定により水門を閉鎖した場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特にその必要がないと認める場合は、これによらないことができる。
(1) 外水位が内水位より高いときは、水門を開放してはならない。
(2) 内水位が外水位より高くなった場合で、その水位差が0.5メートル以上であるときは、水門を開放してはならない。

第6条及び第7条を次のように改める。
(水門等の操作に係る一般への周知の範囲及び方法)

第6条 規則第13条の規定による一般への周知は、水門等の操作を行う前に、水門から下流の国分川合流点までの江ノ口川の沿線において、拡声器等により行うものとする。
(水門等の操作の方法)

第7条 水門等の操作は、平常時は、自家発電源からポンプ用エンジンを稼動して行うものとし、自家発電源若しくはポンプ用エンジンが故障し、又はこれらにより難い緊急やむを得ない事情が発生した場合は、捲上機用ディーゼル・エンジンを稼動して行うものとする。ただし、自家発電源若しくはポンプ用エンジン及び捲上機用ディーゼル・エンジンが故障し、又はこれらにより難い緊急やむを得ない事情が発生した場合は、手動により行うものとする。

2 江ノ口川水門の操作においては、左岸側水門と右岸側水門とを同時に稼動させてはならない。

3 新堀水門は、江ノ口川水門の始動開始後、直ちに始動するものとし、水門の閉鎖後においては、水位、排水量等について江ノ口水門との調整を十分に行い、江ノ口川水門の内水位の低下を図らなければならない。

第8条を削る。
第9条の見出し中「整備」を「整備の方法等」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に、「別に定める要領」を

「所長が別に定めるところ」に改め、同条を第8条とする。
第10条の見出しを「(報告義務等)」に改め、同条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「洪水警戒体制等」を「警戒体制」に、「及び」を「及び」に改め、同項第3号中「第10条の各号」を「第10条第1項各号」に改め、同項第4号中「水門本体、附属施設及び水門の」を「水門等の本体又は」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第9条とする。
2 所長は、水門等の管理日誌に水門等の点検、整備、操作等の状況を記録し、保管しなければならない。
第11条第2項中「要領を定めたとき、又は」を「規定に基づき水門等操作実施要領を定め、又は当該水門等操作実施要領を」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。

高知県訓令第3号

土 木 部
高 知 土 木 事 務 所
高知土木事務所高知港事務所

浦戸湾水門等操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

浦戸湾水門等操作規程の一部を改正する訓令

浦戸湾水門等操作規程(昭和49年5月高知県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「十津第1水門」を「十津水門」に改める。

第2条の見出しを「(警戒体制)」に改め、同条第1項中「規則第6条第2号及び第3号に規定する場合」を「高知土木事務所高知港事務所長(以下「所長」という。)」に、「とする」を「は、規則第6条第2号又は第3号の規定により警戒体制(同条に規定する警戒体制をいう。以下同じ。)」を執らなければならない」に改め、同項第1号中「堀川水門、竹島川水門、横浜水門又は十津第1水門の外水位(以下「外水位」という。))がD Lプラス1.80メートル」を「外水位が、堀川水門にあってはD Lプラス2.1メートル、竹島川水門にあってはD Lプラス1.8メートル、横浜水門にあってはD Lプラス2.3メートル、十津水門の十津1号水門にあってはD Lプラス1.8メートル」に、「の状況、潮の干満等」を「、水象、潮の干満等の状況」に、「、相当の」を「相当の」に改め、同項第2号中「十津第1水門」を「十津水門」に、「0.40メートル以上」を「0.5メートルを超える状況」に、「、気象の状況、潮の干満等」を「又は気象、水象、潮の干満等の状況」に、「、これ以上」を「これ以上」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、異常潮位が予測されると

き。
第2条第2項を削る。
第3条の見出し中「高潮警戒体制等」を「警戒体制」に改め、同条第1項中「次の各号に掲げる場合にあっては」を「次に掲げる場合に該当するときは」に、「に規定するところにより高潮警戒体制等」を「の規定により警戒体制」に改め、同項第1号中「堀川水門、竹島川水門、横浜水門及び十津第1水門の外水位がD Lプラス2.00メートル」を「外水位が、堀川水門、竹島川水門又は横浜水門にあってはD Lプラス2.0メートル、十津水門の十津1号水門にあってはD Lプラス1.8メートル」に、「気象」を「気象、水象」に、「高潮警戒体制等」を「警戒体制」に改め、同項第2号中「及び十津第1水門」を「又は十津水門」に、「0.50メートル」を「0.5メートル」に、「、気象」を「の程度又は気象、水象」に、「高潮警戒体制等の」を「警戒体制を」に改め、同条第2項中「高潮警戒体制等」を「規則第10条の規定により警戒体制」に、「規則第7条第1号に掲げる関係機関」を「土木部河川課及び海岸課、高知地方気象台並びに高知市(第5条第2項において「関係機関」という。))」に改める。
第4条の見出し中「ゲート操作」を「水門の操作」に改め、同条中「に掲げる場合にあっては、ゲート」を「のいずれかに該当する場合は、水門」に改め、同条第1号中「外水位」を「堀川水門、竹島川水門、横浜水門又は十津水門の十津1号水門の外水位(次号において「外水位」という。))」に、「十津第1水門」を「十津水門の十津1号水門」に、「以下」を「同号において」に改め、同条第2号中「0.50メートル」を「0.5メートル」に改める。
第5条の見出しを「(水門等の操作に係る通知等)」に改め、同条中「次条に掲げる関係機関等に通知しなければ」を「規則第12条の規定による水門等の操作に係る通知等をしなければ」に改め、同条第1号中「により水門の上流及び下流(以下「上下流」という。))の船舶の航行、けい留等に支障があると予想される」を「を開始する」に改め、同条第2号中「上下流に危害を生じる」を「当該水門の上流及び下流(以下「上下流」という。))に危害が生ずる」に改め、同条に次の1号を加える。
(3) 水門等の操作により上下流の船舶の航行、係留等に支障があると予想されるとき。
第5条に次の1項を加える。
2 所長は、規則第8条第2項ただし書の規定により水門を閉鎖することが困難と認める場合は、直ちに関係機関に通知しなければならない。
第6条を次のように改める。
(水門等の操作に係る一般への周知の範囲及び方法)
第6条 規則第12条の規定による一般への周知は、水門等の操作を行う前に、堀川にあっては大鋸屋橋から鏡川との合流点まで、竹島川にあっては竹島川橋から孕橋まで、西谷川にあって

は県道桂浜はりまやとの交点から横浜水門まで、十市川にあっては十津橋から十津水門の十津1号水門までの沿線において、拡声器等により行うものとする。

第7条を削る。

第8条の見出し中「ゲート操作」を「水門等の操作」に改め、同条中「ゲート」を「水門等の操作」に、「自家発電により操作する」を「自家発電源からポンプ用エンジンを稼動して行う」に、「自家発電が故障の場合及びこれ」を「自家発電源若しくはポンプ用エンジンが故障し、又はこれら」に、「(以下「故障等の場合」という。)は、捲上機用ディーゼル・エンジン(横浜水門及び十津第1水門を除く。)による」を「は、捲上機用ディーゼル・エンジンを稼動して行う」に改め、後段を削り、同条に次のただし書を加え、同条を第7条とする。

ただし、自家発電源若しくはポンプ用エンジン及び捲上機用ディーゼル・エンジンが故障し、又はこれらにより難い緊急やむを得ない事情が発生した場合は、手動により行うものとする。

第9条の見出しを「(巡回、点検及び整備の方法等)」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による巡回、」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出しを「(報告義務等)」に改め、同条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「高潮警戒体制等」を「警戒体制」に、「及び」を「及び」に改め、同項第2号中「ゲート」を「水門」に改め、同項第3号中「第9条」を「第9条又は第16条」に、「を操作した」を「の操作を行った」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 所長は、水門等の管理日誌に水門等の点検、整備、操作等の状況を記録し、保管しなければならない。

第11条第2項中「要領を定めたとき、又は」を「規定に基づき水門等操作実施要領を定め、又は当該水門等操作実施要領を」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。

告 示

高知県告示第171号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所

宿毛市山奈町山田トイケ谷6148の31から6148の34まで(以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 解除の理由

道路用地とするため(「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 439号
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区 間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows include areas like 吾川郡いの町上八川上分字下ノクボ5205番8地先から...

Table with 4 columns: 区 間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows include areas like 1 地先から吾川郡いの町上八川上分字イバ3401番1まで...

高知県告示第173号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 441号
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区 間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows include areas like 四万十市西土佐岩間字中平418番1から...

四万十市西土佐岩間 字中平418番1から 四万十市西土佐岩間 字後口山488番45ま で	後	A	3.9 }	120
			6.1	
四万十市西土佐岩間 字竹原435番3から 四万十市西土佐岩間 字後口山488番42ま で	後	B	10.5 }	195
			23.0	

高知県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町別所字 キタテラ317番3から	前	5.0 }	240
		27.6	
安芸郡安田町別所字 光明寺屋式159番1 まで	後	13.6 }	240
		45.0	

高知県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

--	--	--	--

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市池字西砂地 1370番3から	前	3.5 }	28
		12.4	
高知市池字西砂地 1370番1まで	後	3.5 }	28
		12.4	

高知県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知春野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市朝倉字鳥屋ノ 奥己1178番33から	前	7.0 }	95
		25.5	
高知市春野町西分字 祖父ヶ谷3701番70ま で	後	7.0 }	95
		14.1	

高知県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

	変更前	敷地の幅員	延 長
--	-----	-------	-----

区 間	後の別	(メートル)	(メートル)
土佐市高岡町字光安 乙3318番1から	前	12.0 }	179
		12.0	
土佐市高岡町字智円 寺南ノ丁乙3208番1 まで	後	12.0 }	179
		33.2	

高知県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村亀ノ川 字ドヲカサコ244番 2から	前	2.8 }	1,215
		50.9	
幡多郡三原村亀ノ川 字宮ノウシロ前789 番2から	後	2.8 }	874
		16.5	
幡多郡三原村亀ノ川 字トイシ田547番2 まで	後	8.2 }	1,187
		59.9	

高知県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水上分字種々ヤシキ1577番1から 吾川郡いの町清水上分字長谷久保1651番1まで	前	3.5 }	106
	後	10.8 }	106
吾川郡いの町清水下分字ホコ石501番から 吾川郡いの町清水下分字パロウ2304番1まで	前	3.2 }	272
	後	6.4 }	272

高知県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		39.5	

高岡郡中土佐町久礼字カヤガ谷6958番1	前	}	11
	後	11.8 }	11
		49.6	

高知県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町南川口字杭野ノ993番から 高岡郡四万十町南川口字杭野ノ988番まで	前	12.8 }	75
	後	12.2 }	75
		23.2	

高知県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市汐見町6番35から		平成20年3月21日

土佐清水市加久見入沢町994番2まで	235	日
--------------------	-----	---

高知県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市池字西砂地1370番3から 高知市池字西砂地1370番1まで	28	平成20年3月21日

高知県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市高岡町字光安乙3318番1から 土佐市高岡町字智門寺南ノ丁乙3208番1まで	179	平成20年3月21日

高知県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村宿毛
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村亀ノ川字寺屋式393番1から 幡多郡三原村亀ノ川字ワル澤578番1まで	666	平成20年3月21日

高知県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 久礼須崎
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町久礼字北カヤガ谷8417番1から 高岡郡中土佐町久礼字東8363番1まで	860	平成20年3月23日

高知県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 小味野々川口
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町南川口字杭野ノ993番から 高岡郡四万十町南川口字石セキ786番1まで	156	平成20年3月21日

高知県告示第188号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例(平成3年高知県条例第2号)第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立室戸体育館
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
室戸市浮津25番地1
- 指定期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

高知県告示第189号

昭和61年5月高知県告示第317号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

表甲浦港の項中

		m	m	t/m2
安芸郡東洋町甲浦唐人鼻地先	唐人ヶ鼻岸壁	6.0	102	1.0
〃	〃 1号物揚場	4.0	93	2.0
〃	〃 2号物揚場	3.0	177	1.0
〃	浅葦津1号物揚場	0.7 ~ 1.0	54	0.5
〃	〃 2号物揚場	3.5	120	2.0

〃	甲山物揚場	2.7 ~ 3.0	79	1.0
〃	東股1号物揚場	1.0 ~ 2.0	480	1.0
〃	〃 2号物揚場	3.0	35	1.0
〃	〃 3号物揚場	0.5 ~ 2.0	92	0.5
〃	〃 船留物揚場	1.5	181	—

を
「

		m	m	t/m2
安芸郡東洋町甲浦唐人鼻地先	唐人ヶ鼻岸壁	6.0	102	3.0
〃	〃 2号岸壁	5.0	110	1.0
〃	〃 1号物揚場	4.0	93	3.0
〃	〃 2号物揚場	3.0	97	3.0
〃	浅草津1号物揚場	1.0	54	1.0
〃	〃 2号物揚場	3.5	120	3.0
〃	西股物揚場B	3.0	46	—
〃	〃 暫定係留施設A	3.0	763	—
〃	甲山物揚場	2.7 ~	97	2.0

		3.0		
〃	東股1号物揚場B	1.0 ～ 2.0	480	1.0
〃	〃 2号物揚場	3.0	35	2.0
〃	〃 4号物揚場B	3.0	89	—
〃	〃 船だまり物揚場B	1.5	181	—
〃	〃 暫定係留施設A	3.0	20	—
〃	塚崎物揚場	3.0	76.5	1.0

に改め、同表高知港の項中

高知市長浜塩谷地先	塩谷船留物揚場	1.0	76	0.5
-----------	---------	-----	----	-----

を

高知市長浜塩谷地先	塩谷船だまり物揚場B	1.0	76	0.5
〃	〃 第1船だまり暫定係留施設C	—	93	—

に、「〃 船留物揚場」を「〃 船だまり物揚場A」に改め、同表上ノ加江港の項中

高岡郡中土佐町上ノ加江港地先	釜ヶ窪物揚場	3.0	138	1.0
〃	〃 第2物揚場	1.0	55	—

を

高岡郡中土佐町	釜ヶ窪物揚場	3.0	95	1.0
---------	--------	-----	----	-----

上ノ加江港地先				
〃	〃 物揚場B	3.0	43	1.0
〃	〃 第2物揚場	1.0	55	—
〃	〃 暫定係留施設A	3.0	5	—

に改め、同表清水港の項中

〃	〃 第2物揚場	3.0	127	1.0
〃	清水内港物揚場	3.0	149	2.0
〃	〃 第2物揚場	3.0	76	2.0

を

〃	〃 第2物揚場B	3.0	127	1.0
〃	清水内港物揚場B	3.0	149	2.0
〃	〃 第2物揚場B	3.0	76	2.0

に、

〃	三古倉物揚場	3.5	180	2.0
---	--------	-----	-----	-----

を

〃	〃 暫定係留施設A	—	41	—
〃	三古倉物揚場	3.5	180	2.0
〃	〃 第1暫定係留施設A	—	125	—

〃	〃 第2暫定係留施設A	—	170	—
---	-------------	---	-----	---

に改め、同表宿毛湾港の項中

〃	片島第1物揚場	3.0	281	0.5
〃	〃 第1物揚場B	3.0	63	0.5

を

〃	片島第1物揚場B	3.0	344	0.5
---	----------	-----	-----	-----

に、「304」を「44」に、「184」を「444」に、

〃	〃 物揚場	2.0	100	1.0
〃	〃 物揚場B	2.0	150	1.0

を

〃	〃 物揚場B	2.0	250	1.0
---	--------	-----	-----	-----

に、

〃	〃 物揚場(2)	4.0	100	1.0
〃	〃 物揚場(3)	3.0	210	1.0

を

〃	〃 物揚場(2)B	3.0	210	1.0
〃	〃 物揚場(3)B	4.0	100	1.0

に改める。

高知県告示第190号

平成14年3月高知県告示第114号(港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部を次のように改正し、平成20年

4月1日から施行する。
平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

表中

宿毛湾港	宿毛市新田地先	塩浜埋立護岸南端から松田川導流堤南端まで引いた線、松田川導流堤及び陸岸により囲まれた海面別図3	船舶
	宿毛市白浜地先	白浜防波堤、白浜防波堤東北端から護岸東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図3の2	
	宿毛市丸島・片島地先	丸島大橋、丸島第1岸壁北端から池島物揚場北端まで引いた線、池島物揚場南端から片島物揚場(マイナス4メートル)南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに丸島第1岸壁北端を中心として45メートルの半径を有する円内の海面別図3の3	
	宿毛市大島地先	大島2号防波堤南端から大島防波堤北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図3の4	
	宿毛市小筑紫地先	福良川橋、間口物揚場西端から馬路新田導流堤西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図3の5	

を

宿毛湾港	宿毛市新田地先	塩浜埋立護岸南端から松田川導流堤南端まで引いた線、松田川導流堤及び	船舶
------	---------	-----------------------------------	----

		陸岸により囲まれた海面別図3	
宿毛市白浜地先		白浜防波堤、白浜防波堤東北端から護岸東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図3の2	
宿毛市丸島・片島地先		丸島大橋、丸島第1岸壁北端から池島物揚場北端まで引いた線、池島物揚場南端から片島物揚場(マイナス4メートル)南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに丸島第1岸壁北端を中心として45メートルの半径を有する円内の海面別図3の3	
宿毛市大島地先		大島2号防波堤南端から大島防波堤北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図3の4	
宿毛市小筑紫地先		福良川橋、間口物揚場西端から馬路新田導流堤西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図3の5	
宿毛市新港(旧ヌカヅカ)地先		池島防波堤(A)、池島防波堤(A)東端からB防波堤南西端まで引いた線、B防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図3の6	
甲浦港	安芸郡東洋町甲浦・白浜地先	唐人ヶ鼻東端を中心として1,100メートルの半径を有する円弧、安芸郡東洋町と徳島県海部郡穴喰町との境界の三角点から138度に引いた線及び陸	船舶

		岸により囲まれた海面別図4	
--	--	---------------	--

に改め、同表室津港の項中「別図4」を「別図5」に改め、同表奈半利港の項中「別図5」を「別図6」に改め、同表中

手結港	香美郡夜須町手結地先	手結岬灯台(北緯33度31分6秒、東経133度45分31秒)から238度500メートルの地点まで引いた線、同地点から月見山三角点(68.3メートル)に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夜須川新豊栄橋下流の河川水面 別図6	船舶
-----	------------	---	----

を

手結港	香南市夜須町手結地先	手結岬灯台(北緯33度31分6秒、東経133度45分31秒)から238度500メートルの地点まで引いた線、同地点から月見山三角点(68.3メートル)に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夜須川新豊栄橋下流の河川水面 別図7	船舶
-----	------------	---	----

上ノ加江港	高岡郡中土佐町上ノ加江地先	加江崎から押岡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項の規定により指定された上ノ加江漁港の区域を除く。) 別図8	船舶
-------	---------------	--	----

に改め、同表佐賀港の項中「幡多郡佐賀町地先」を「幡多郡黒潮町佐賀地先」に、「ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)第6条第4項に基づき」を「漁港漁場整備法第6条第4項の規定により」に、「別図7」を「別図9」に改め、同表上川口港の項中「幡多郡大方町上川口地先」を「幡多郡黒潮町上川口地先」に、「別図8」を「別図10」に改め、同表下田港の項中「別図9」を

「別図11」に、「別図9の2」を別図「11の2」に改め、同表下ノ加江港の項中「別図10」を「別図12」に改め、同表中

以布利港	土佐清水市以布利地先	西防波堤基点を中心として500メートルの半径を有する円内の海面 別図11	船舶
------	------------	--------------------------------------	----

を

以布利港	土佐清水市以布利地先	西防波堤基点を中心として500メートルの半径を有する円内の海面 別図13	船舶
清水港	土佐清水市旭町地先	尾浦崎から遠見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（漁港漁場整備法第6条第4項の規定により指定された清水漁港の区域を除く。） 別図14	船舶

に改め、同表あしずり港の項中「ただし、漁港法第6条第1項に基づき」を「漁港漁場整備法第6条第1項の規定により」に、「同条第4項に基づき」を「同条第4項の規定により」に、「別図12」を「別図15」に改める。

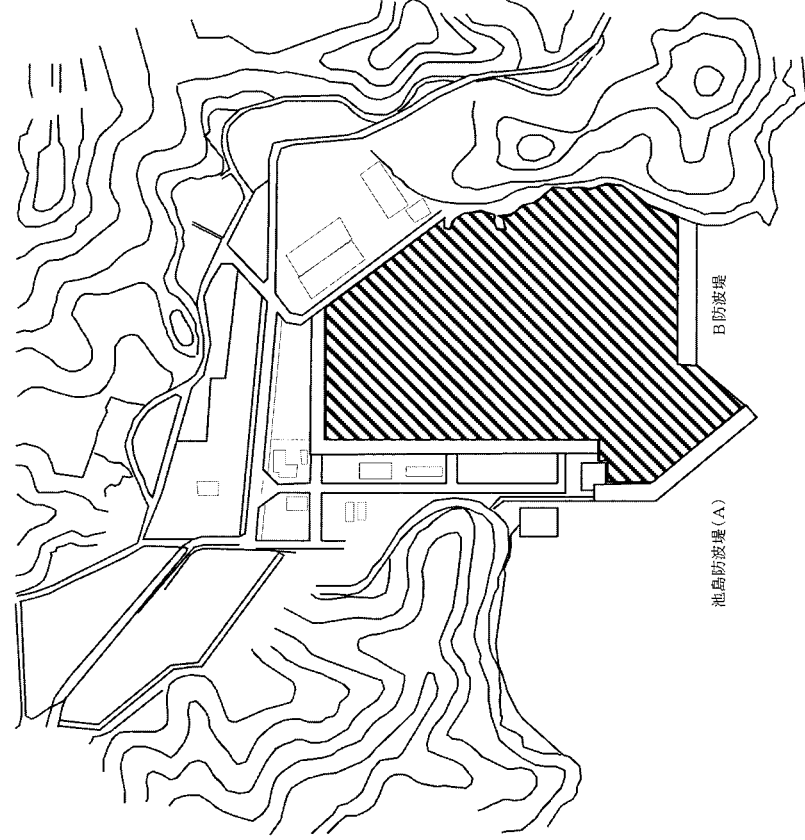
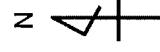
別図3の5の次に次の1図を加える。

別図3の6 宿毛湾港における放置等禁止区域



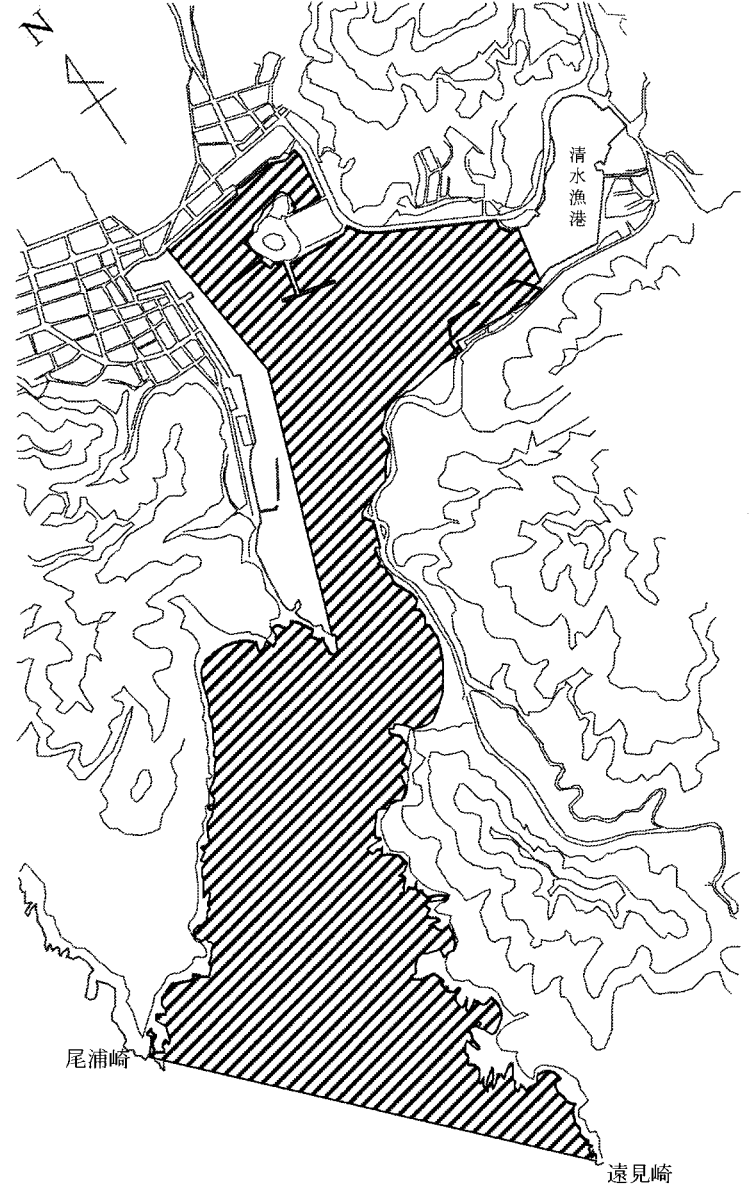
宿毛湾港

宿毛市新港(旧ヌカヅカ)地区



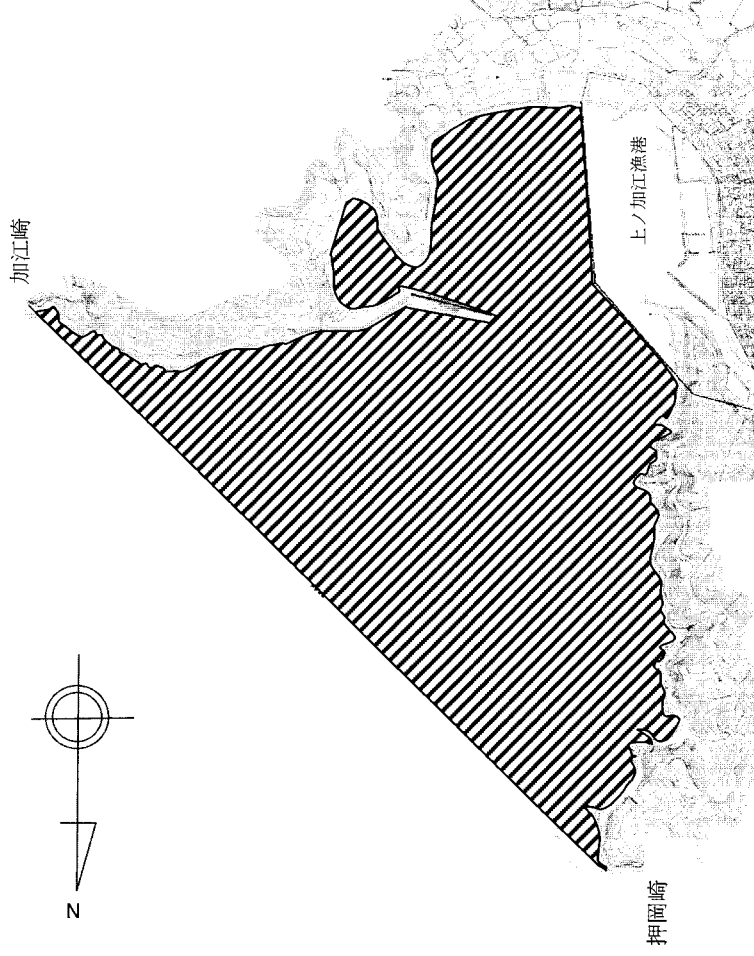
別図12を別図15とし、同図の前に次の1図を加える。

別図14 清水港における放置等禁止区域 



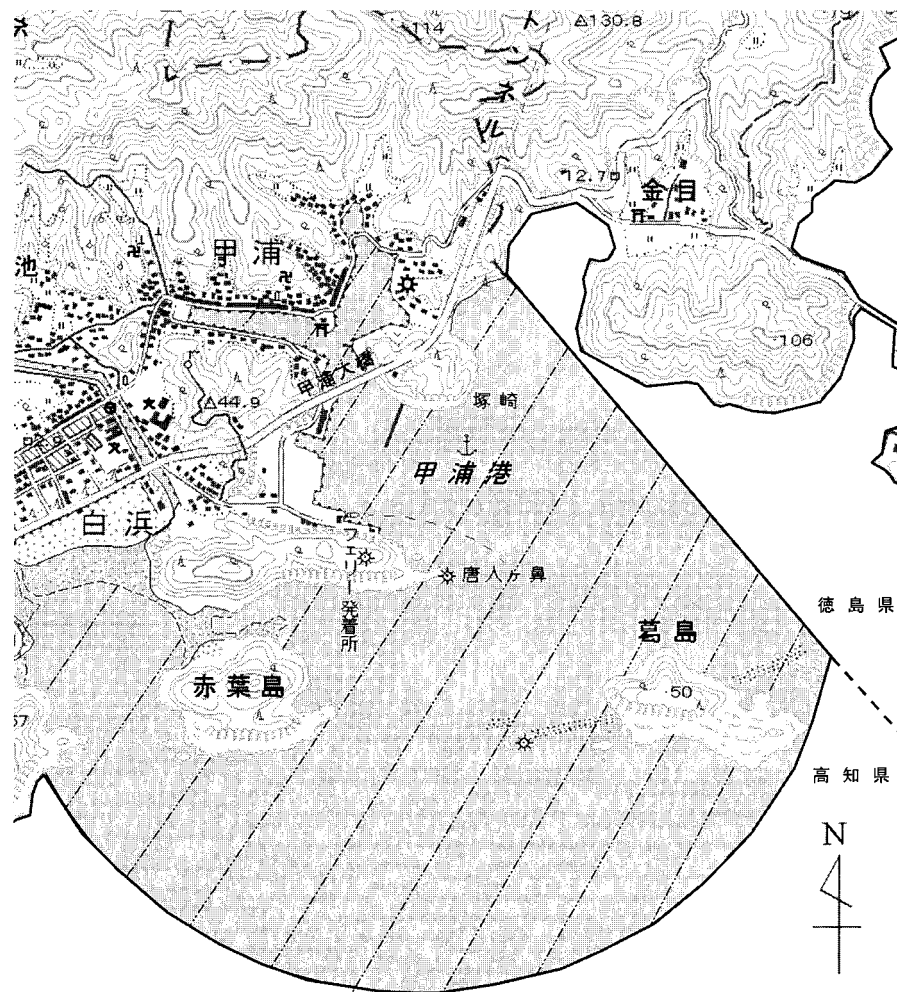
別図11を別図13とし、別図10を別図12とし、別図9の2を別図11の2とし、別図9を別図11とし、別図8を別図10とし、別図7を別図9とし、同図の前に次の1図を加える。

別図8 上ノ加江港における放置等禁止区域



別図6を別図7とし、別図5を別図6とし、別図4を別図5とし、同図の前に次の1図を加える。

別図4 甲浦港における放置等禁止区域



高知県告示第191号

平成14年3月高知県告示第114号（港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成20年7月1日から施行する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

表高知港の項中

高知市種崎地先	種崎4号物揚場B、種崎4号物揚場B南東端から種崎2号物揚場B南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の7
---------	--

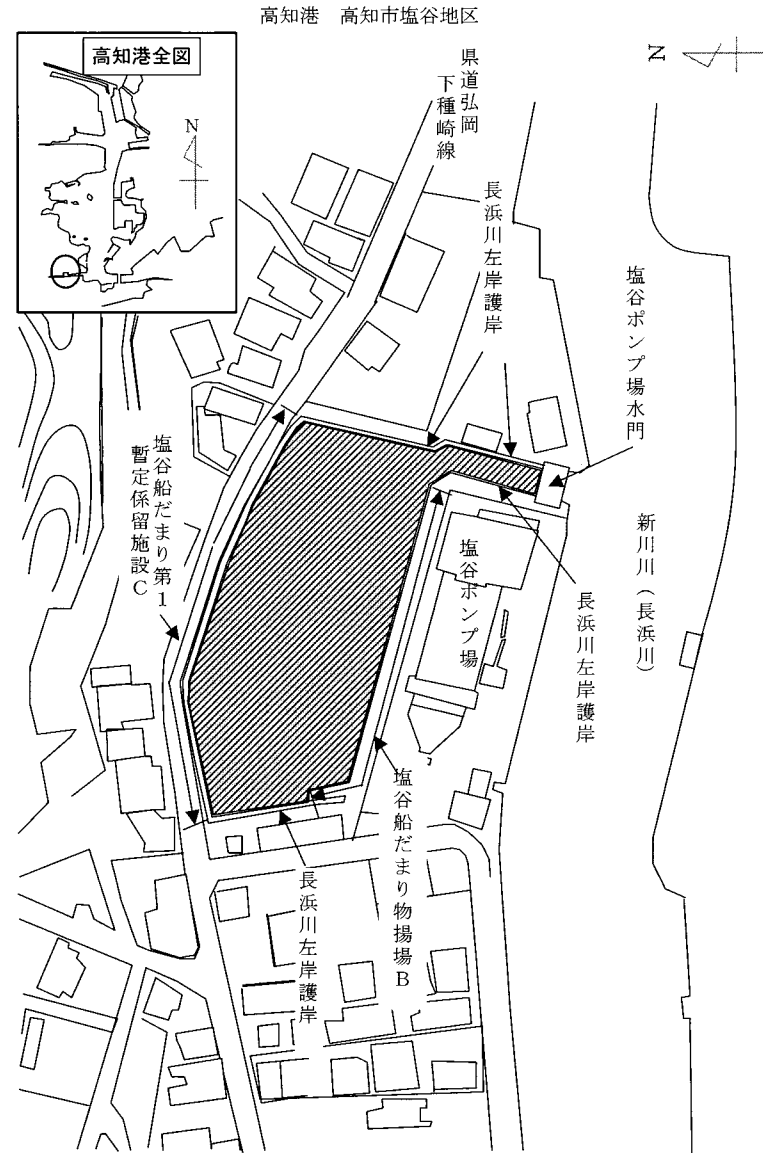
を

高知市種崎地先	種崎4号物揚場B、種崎4号物揚場B南東端から種崎2号物揚場B南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の7
高知市長浜字江口	塩谷ポンプ場水門、長浜川左岸護岸、塩谷船だまり第1暫定係留施設C、長浜川左岸護岸、塩谷船だまり物揚場B及び長浜川左岸護岸により囲まれた海面 別図1の8
高知市種崎字今雑喉場地先	種崎船だまり1号防波堤北西端から種崎船だまり2号防波堤南西端まで引いた線、種崎船だまり2号防波堤、種崎船だまり物揚場A及び種崎船だまり1号防波堤により囲まれた海面 別図1の9

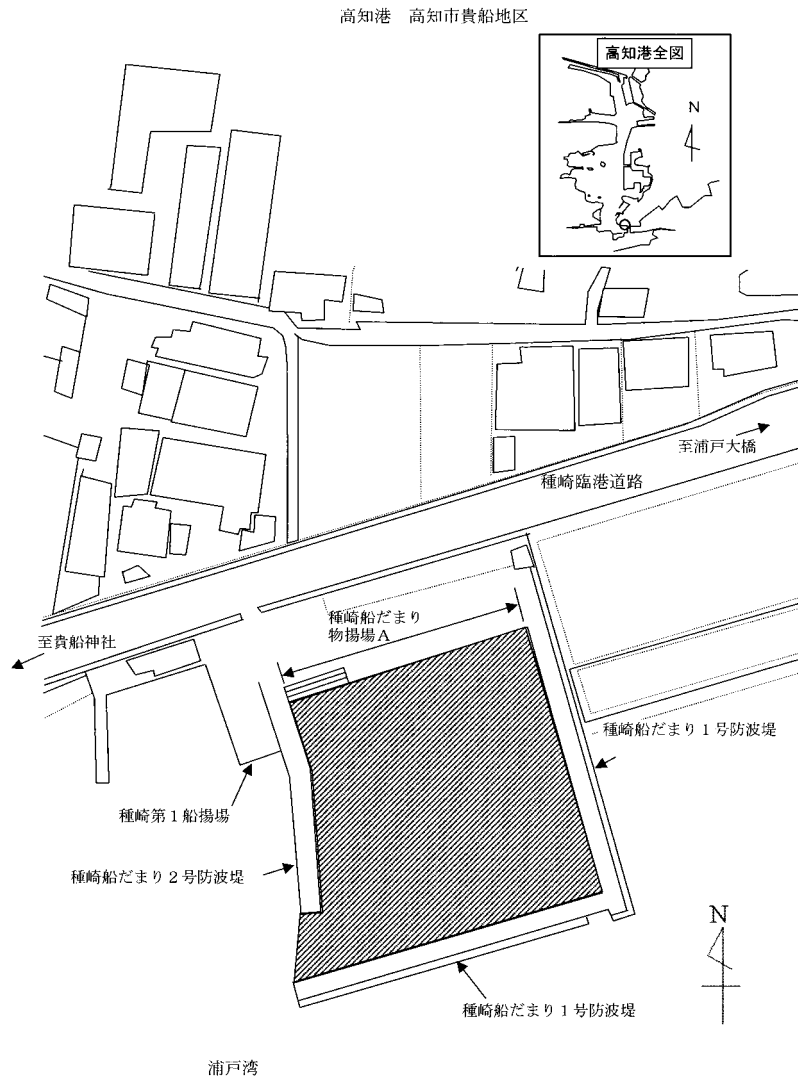
に改める。

別図1の7の次に次の2図を加える。

別図1の8 高知港における放置等禁止区域



別図1の9 高知港における放置等禁止区域



高知県告示第192号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中「四国内」を「四国内（自動払込みの方法による母子寡婦福祉資金特別会計の貸付金の償還金及びその違約金の収納事務にあつては、日本国内）」に改める。

公 告

平成20年3月5日付けをもって高知県赤十字血液センター労働組合執行委員長江川功から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成20年3月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
 - (1) 労働協約遵守の要求について
 - (2) 能力給・成果主義賃金及び勤務評定の導入反対要求について
- 2 日時

平成20年3月17日以後、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間
- 3 場所

高知県赤十字血液センターの全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（窪川西部地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成20年3月21日から同年4月18日まで
- 3 縦覧場所

四万十町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了

後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年3月31日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成20年3月21日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書類の種類

平成20年2月27日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

四万十市久保川字平口306番及び字ヒタキデン528番1の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

住所及び氏名不明 亡二宮真作の相続人

住所及び氏名不明 亡柳川三太郎の相続人

存否不明 岡村 虎市

住所不明 伊築田 嘉広

住所及び氏名不明 亡長尾弾八の相続人

存否不明 岡本 実吾

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年3月27日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成20年3月21日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書類の種類

平成20年3月5日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市仁井田字日ノ裏3725番1、3725番2及び3725番3の土地の所有者兼関係人（物件所有者）並びに同市仁井田字大谷3069番及び3070番の土地の所有者のうち次の者

住所不明 戸梶 マサノ

住所不明 戸梶 仁一郎

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に

関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月21日

高知県住宅供給公社理事長 尾崎 祐正

1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

高知県住宅供給公社

2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉

別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宝永	安芸市宝永町

鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目

3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

- (1) 公営住宅法第47条第3項各号に掲げる業務(同項第4号、第6号及び第7号に掲げる業務を除く。)
- (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務及び(1)に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで